

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月5日（令和6年（行情）諮問第995号）

答申日：令和6年12月25日（令和6年度（行情）答申第755号）

事件名：「導出した教訓及び通知された教訓」の一覧の開示決定に関する件  
（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「導出した教訓及び通知された教訓」の一覧。【裏面をご参照下さい】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「教訓等資料」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月31日付け防官文第12915号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

（2）変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙1（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙2（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われて

いる場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

- (6) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

- (7) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として、本件対象文書を特定し、令和6年5月31日付け防官文第12915号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

- 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は

なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項に当たらない。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「導出した教訓及び通知された教訓の一覧」については、航空自衛隊幹部学校航空研究センター（以下「航空研究センター」という。）において導出及び通知された教訓等の件名を一覧表にした文書と解した。

航空研究センターにおいて、導出した教訓の一覧表として「教訓等資料」を作成・保有しているため、本件開示請求日における最新の「教訓等資料」を本件対象文書として特定した。

イ 教訓等資料は、航空研究センターが、導出した教訓の報告文書の管理を目的に、電磁的記録として作成していたものである。

当該文書は、航空研究センターの共有フォルダ内で作成・保有しており、紙媒体で保有する必要性がないことから、本件対象文書の紙媒体は保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、航空自衛隊の関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された資料（写し）を確認したところ、上記（1）アの諮問庁の説明のとおり、本件対象文書を特定したことに問題は認められない。また、本件対象文書の作成方法などを踏まえると、本件対象文書を紙媒体として保有する必要がなく、電磁的記録のみ保有している旨の上記（1）イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。更に、上記（1）ウの探索の範囲等も不十分とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美